

## 愛知県企業庁工事成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、愛知県企業庁の発注する建設、改良及び修繕工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定の対象は最終契約金額が1件250万円以上の工事とする。(ただし資材の製作、建設業法上の工事に該当しない工事を除く。)(別表-1)

### (評定者)

第3条 工事成績の評定者は、愛知県企業庁工事検査要領に定める検査員並びに愛知県企業庁工事監督要領に定める監督員とするものとする。

### (評定の方法)

第4条 評定は、契約ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、工事が完了したときに行うものとする。

3 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

### (評定の作業)

第5条 工事成績の評定は、別紙 工事成績評定表(愛知県企業庁)により行うものとする。

2 評定の詳細は、別紙 建設工事の成績評定について及び別紙 工事成績評定作業の指針(案)により行うものとする。

### (評定表の提出)

第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を本庁施工工事及び本庁契約工事については庁長に、所長委任工事については所長に提出するものとする。

### (評定結果の通知)

第7条 庁長又は所長は、評定者から評定表の提出があったときは、速やかに、工事の請負者に対して評定の結果を工事成績評定結果通知書(様式第1)に、項目別評定点(様式第2)を添付し通知するものとする。

2 庁長は、本庁契約工事にあつては、前項に定める通知の写しを所長へ送付するものとする。

### (評定の修正)

第8条 庁長又は所長は、第7条の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると

認められるときは、修正しなければならない。

- 2 庁長又は所長は、前項の修正を行ったときは、**工事成績評定結果再通知書（様式第3）**により遅滞なく、その結果を工事の請負者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により修正した評定の効力は、評定結果の修正通知後、将来に向かって生じるものとする。また、第7条による通知は前項の通知と同時に効力を失うものとする。

（説明請求等）

第9条 第7条又は第8条による通知を受けたものは、通知を受けた日から14日（「土曜日、日曜日及び国民の祝日」（以下「休日」という。）を含む。）以内に、書面により、通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

なお、当該書面は、本庁契約工事又は所長委任工事にあつては所長に、本庁施行工事にあつては庁長に提出させるものとし、本庁契約工事にあつては、所長は当該書面を庁長に送付するものとする。

- 2 庁長は、前項による説明を求められたときは、**説明請求回答書（様式第4）**により回答するものとし、本庁契約工事にあつては、所長を経由するものとする。
- 3 庁長は、前項の回答をする場合、別に定める**企業庁工事等成績評定評価委員会**に意見を求めることができる。
- 4 所長委任工事において、第1項による説明を求められたときは、前2項を準用するものとする。

（再説明請求等）

第10条 第9条第2項又は第4項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により、回答した者に対して再説明を求めることができる。

- 2 前項の書面の提出先は、第9条第1項の規定によるものとする。
- 3 庁長又は所長は、第1項による再説明を求められたときは、評定点等に対しては再説明請求回答書（様式第5）により回答するものとし、本庁契約工事にあつては所長を経由するものとする。
- 4 庁長又は所長は、前項の回答をする場合、別に定める**企業庁工事等成績評定評価委員会**の審議を経てから回答するものとする。
- 5 所長委任工事において、第1項による説明を求められたときは、前2項を準用するものとする。

（工事等成績評定評価委員会）

第11条 第10条の**企業庁工事等成績評定評価委員会**は、別に定める内規に基づき設置するものとする。

## 附則

### (施行期日)

- 1 この要領は、昭和55年6月1日から施行する。
- 2 この要領は、昭和57年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、昭和58年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、昭和59年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、昭和61年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成10年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 9 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 10 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 11 この要領は、平成21年12月1日から施行する。

改正後の愛知県企業庁工事成績評定要領7条の規定は、平成21年11月31日以前に契約し、平成21年12月1日以降に完了する測量、調査、設計等委託業務から適用する。

愛知県企業庁工事成績評定点通知実施要領(平成15年4月1日一部改正)は、廃止する。

- 12 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 13 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 14 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 15 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 16 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 17 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 18 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 建設工事の成績評定について

愛知県企業庁の発注する建設工事の成績評定については、下記のとおり行うものとする。

## 記

## 1 考查項目

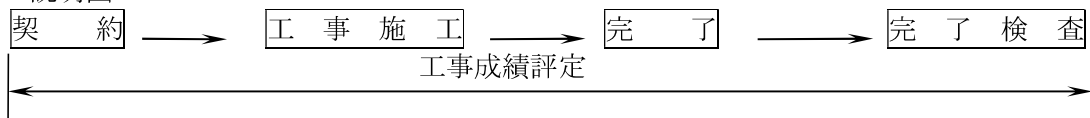
項目	細別	考查項目
1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者 (現場代理人等)	・工事成績評定表による
2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理 III 安全対策 IV 対外関係	
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形 II 品質 III 出来ばえ	
4 工事特性	I 施工条件等への対応	
5 創意工夫	I 創意工夫	
6 社会性等	I 地域への貢献等	
7 法令遵守等	工事事務等による減点 総合評価による減点	
8 総合評価技術提案	技術提案履行確認	

## 2 評定点の決め方

## 採点の考え方

考查項目の細別項目ごとに5及び7段階（出来ばえのみ4段階で評定を実施）

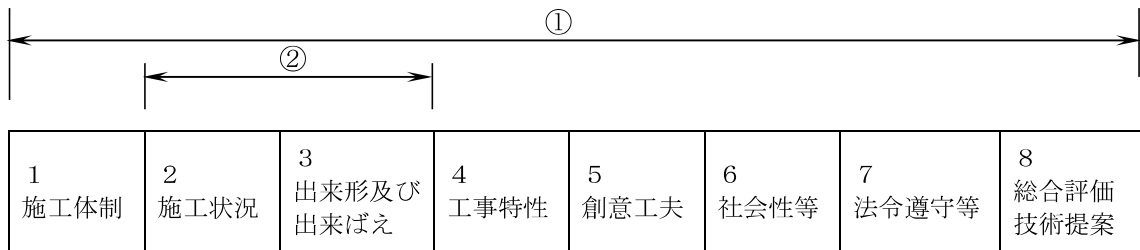
## (1) 説明図



## ① 監督員による評定

専任監督員、主任監督員及び総括監督員が行う。

- ② 検査員による評定  
完了検査時に検査員が行う。



(2) 評定点の決め方

1) 評定方法

評定者に応じて採点結果に乗じて係数を決めており、この係数を乗じた結果を合計して評定点（整数）を決めている。

	愛知県企業庁所管 建設工事
専任監督員	40%
主任監督員	14.8%
総括監督員	5.2%
検査員	40%

2) 評定区分

企業庁所管建設工事

考査項目		専任監督員	主任監督員	総括監督員	検査員
1. 施工体制	I 施工体制一般	○			
	II 配置技術者	○			
2. 施工状況	I 施工管理	○			○
	II 工程管理	○	○		
	III 安全対策	○	○		
	IV 対外関係	○			
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	○			○
	II 品質	○			○
	III 出来ばえ				○
4. 工事特性	I 施工条件等への対応		○		
5. 創意工夫	I 創意工夫	○			
6. 社会性等	I 地域への貢献等			○	
7. 法令遵守等				○ (減点)	
8. 総合評価技術提案				履行・不履行 ・対象外	

※ 4. 5. 6 の評価については、(別紙-6) 「工事成績評定作業の指針(案)」による。  
 ※ 総括監督員を置かない工事にあつては、総括監督員の評定区分を主任監督員が併せて評定する。

別表－1

	分類	細分類 (発注事例)	250万円 以上	250万円 未満	備考
工事	建設		○	×	
	改良		○	×	
	修繕工事		○	×	
	建設業法上の工事に該当 しない工事		×	×	剪定、草刈り、枝払い、伐採、溝浚 い、除土運搬、道路清掃業務、側溝 清掃業務等
資材製作		×	×		